ストーカー総合対策

平成 27 年 3 月 20 日
ストーカー総合対策関係省庁会議

【抜粋（ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成関係部分）】

1　ストーカー事案に対応する体制の整備

(2)　関係機関における被害者等の支援機能の拡充

○　警察に相談することをためらう被害者等もいることから、地方公共団体における被害者支援の充実を図るため、内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」を踏まえ、マニュアルを作成するなど地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。（内閣府、関係省庁）

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③　配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・「ストーカー総合対策」（平成 27 年３月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。
該当施策名 （事業名）	婦人保護事業
該当施策の背景・目的	婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 10 月 3 日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭局家庭福祉課

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③　配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・「ストーカー総合対策」（平成 27 年３月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。 ・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正
該当施策の背景・目的	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ⓓ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成 27 年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。
問い合わせ先 部局課	警察庁 生活安全局生活安全企画課

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針2015」該当箇所	
大項目	３　女性活躍のための環境整備
中項目	(6)　困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③　配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・「ストーカー総合対策」（平成27年３月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。 ・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	ストーカー・ＤＶ被害の未然防止・拡大防止のための施策
該当施策の背景・目的	ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているものの、平成26年のストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の認知件数は法施行後最多となり、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ予算 27年度予算：　282,244千円 28年度要求方針：検討中 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	平成27年度において、 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案への対応に必要な資機材の整備に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法についての調査研究等を実施
問い合わせ先 部局課	警察庁生活安全局生活安全企画課

ストーカー・ＤＶ事案への対応

現　状

○ストーカー事案・ＤＶ事案の認知件数の推移

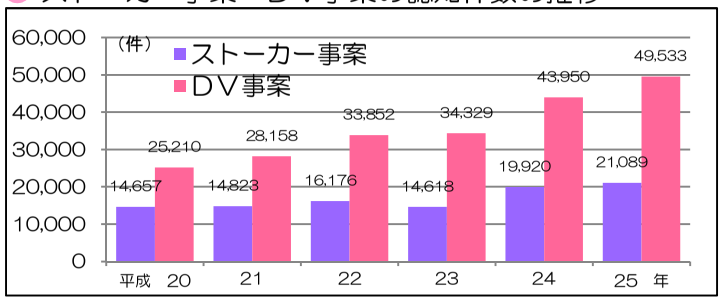

※平成25年中の認知件数、いずれも過去最多を記録

○最近の重大事案
- 平成24年11月　神奈川県逗子市における女性殺人事件
- 平成25年10月　東京都三鷹市における女子高校生殺人事件

○主な対応策
- 人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- 危険性判断チェック票の活用

○改正ストーカー規制法　H25.10.3施行（「電子メール」はH25.7.23施行）
電子メールの連続送信の規制、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大　等

○改正配偶者暴力防止法　H26.1.3施行
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を新たに規制対象とする

○重大事案に発展するおそれ
○都道府県警察の負担増

⇒ 事案の各段階で対策・支援が必要不可欠

対　策

未然防止 → 被害拡大防止 → 再発防止

知育・徳育活動

○生徒対象啓発DVD・パンフレットの作成・配付
○被害者等対象リーフレット作成
○被害者等対象ポータルサイト制作
○加害者対象リーフレット作成

一時避難

被害者を一時的に避難させる必要
⇓
ホテル等の宿泊施設等の利用費用の助成

資機材の整備

被害者貸出用
○監視警戒システム
○LED照射監視カメラ
○携帯型ビデオカメラ
の充実・整備

調査研究

ストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究（二箇年計画）
○海外調査研究～文献調査・実地調査
○臨床研究
○有識者検討会での検討

人身安全関連事案対処体制の確立

○平成26年４月までに全都道府県警察で人身安全対処体制を構築

捜査員の育成
⇒ 事案対策マニュアルの作成
ストーカー・DV対策専科教養

ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化

現場の警察官が、ストーカー行為者（警告等の行政措置歴の有無）・DV加害者（保護命令歴の有無）の該当の有無を照会センターを介して即時に照会可能とする

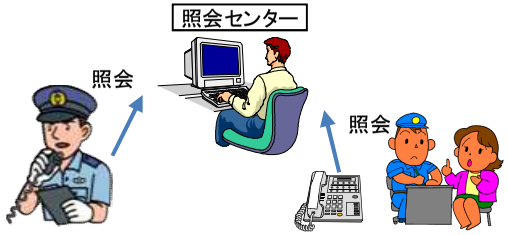

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業
該当施策の背景・目的	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止する。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ予算 27 年度予算：５，２６４千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 (拡充) 継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。 また、内閣府において平成 22 年３月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局推進課暴力対策推進室

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修

1．目的

若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止する。

2．研修について

●対象

若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員及び女性に対する暴力の予防啓発活動に関心のある学生など。

●講義（一例）

・若年女性に対する暴力の現状と被害者支援について

・デートDVの効果的な啓発コミュニケーション講座～伝えるしかけとデザイン～

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布
該当施策の背景・目的	出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童（18歳未満の者をいう。）の数は、平成20年のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の改正以降、減少傾向にあるものの、依然として一定数の児童が被害に遭っている。また、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、平成25年以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害等が増加したことにより、増加傾向にある。 このような出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するべく、広報啓発を推進する必要があるため。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27年度予算： ２，６０５千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針：検討中 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に： ）
該当施策概要	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布することを検討している。
問い合わせ先 部局課	警察庁 生活安全局情報技術犯罪対策課

出会い系サイトや、コミュニティサイトには あなたを狙っている 罠がいっぱいです。

出会い系サイト、コミュニティサイトでの事件被害児童数は 1,452人と増加中です!!
（平成25年中）

※中でも、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害が増加しています。

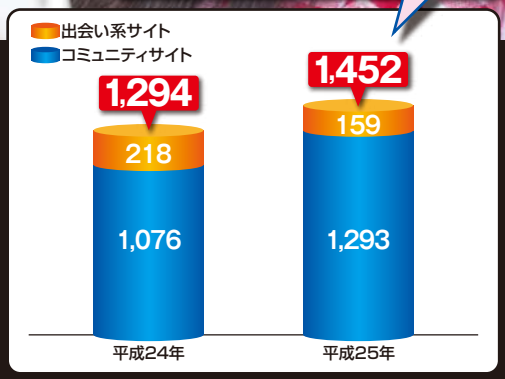

出会い系サイトへのアクセスは絶対にNO!

18歳未満の児童は「出会い系サイト」の利用そのものが禁止されています。

出会い系サイト規制法

次のような書き込みは、大人だけでなく、**18歳未満の児童**でも処罰の対象です。

♥女性17歳です。仲良くなったらHしてもいいよ。(*´∀`)

♥お小遣いくれるパパを探しています。JC3です。(*'-'*)

犯罪被害に遭わないための3つのポイント

①会わない!

サイトで知り合った相手に会うと、重大な犯罪に巻き込まれる可能性がますます大きくなります!

②書き込まない!

サイトに出会いを求める書き込みはしない。
また、怪しいメールが届いても絶対に開かない!

③掲載しない!

個人情報が分かるような書き込みや、写真を一度でも掲載すると、その情報や写真を悪用される恐れがあります。

被害の前兆例

- すぐに「会おう」と誘われたり、しつこく「会おう」と誘われたりする。
- 携帯電話のアドレスで直接やりとりすることを要求される。
- 相手から写真を送るよう求められる。

実際にあった被害事例

【事例1】
犯人は、年齢を詐称し、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童に裸の画像を撮影させ、携帯電話に画像を送信させた。

【事例2】
犯人らは、コミュニティサイトで知り合った女子児童らを自動車に乗せて誘拐し、車内等でわいせつな行為をした上、その後自宅に監禁して、怪我を負わせた。

トラブルになっても ひとりで悩まないで!

もし、不安を感じたり、困った場合、またそのような人がまわりにいたら、自分たちだけで解決しようとしないで家族、先生、警察等の信頼できる大人に相談しよう。

お子さまを犯罪被害から守るためにも、保護者の方もご理解ください。

端末に合ったフィルタリングを必ず利用する!!

1 携帯電話回線による接続
●従来型の携帯電話・スマートフォンの両方に必要です。

2 無線LAN回線による接続
●スマートフォンに必要です。

3 アプリによる接続
●スマートフォンに必要です。(不適切なアプリの起動を制限します。)

- 3のフィルタリング(アプリフィルタリング)のサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限する必要があります。
- インターネット接続が可能なゲーム機、音楽プレーヤー等については、各事業者が提供するフィルタリング設定をしましょう。
- フィルタリングサービスを利用していても、フィルタリングの対象から除外されるサイトで犯罪に巻き込まれることがあります。

子どもにせがまれても安易にフィルタリングを解除してはいけません。

本当に必要と思われるサイトやアプリがある場合には、サイトやアプリを個別に設定できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用し、フィルタリングを解除しないようにしましょう。

カスタマイズサービスも利用しましょう

一般的なフィルタリングでは、すべてのコミュニティサイトの利用を制限できません。

すべてのコミュニティサイトの利用を制限したい場合でも、カスタマイズサービスの利用が有効です。

※詳しくは携帯電話各社又は販売店にお問い合わせください。

情報セキュリティ・ポータルサイト
ここからセキュリティ!

情報セキュリティについて動画コンテンツやイラストで分かりやすく解説した資料や最新情報が入手できます。

http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/

■警察庁ホームページ　PCサイト:http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html　モバイルサイト: http://www.npa.go.jp/cyber/mobile/index.html

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３　女性活躍のための環境整備
中項目	(6)　困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③　配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取り組みを進める。 ・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	情報発信活動の推進と防犯教室の実施
該当施策の背景・目的	子供や女性を対象とする犯罪の未然防止
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ⓔ その他（具体的に：都道府県警察における取組）
該当施策概要	○　情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止にかかる啓発を促している。 ○　防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対象方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。
問い合わせ先 部局課	警察庁 生活安全局生活安全企画課

子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策

○ 子供女性安全対策班による活動

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる先制・予防的活動を推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

捜査員による事情聴取の状況

女子高校生に対する防犯教室の開催状況

○ 参加実践型の防犯教室の実施

企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。

防犯教室における護身術の指導状況

○ 情報発信活動の推進

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止にかかる啓発を促している。

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③　配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・　若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
該当施策名 （事業名）	有害環境から児童を保護するための啓発資料
該当施策の背景・目的	【背景】 児童を取り巻くインターネット環境は極めて憂慮すべき状況 ○　平成25年度のフィルタリング利用率が55.2%（前年比－8.3Ｐ）に低下（うちスマートフォン所有者は47.5%と更に低調） ○　平成25年度のコミュニティサイトに起因する犯罪被害児童数が1,293人（前年比＋217人）に増加（ＩＤ交換掲示板に係る被害が急増） ○　インターネット利用に係る犯行予告や爆破予告等の少年犯罪が全国各地で発生 ○　保護者や児童のインターネット利用に係る危険性の認識が希薄 ○　様々な機器の登場で、多くの児童にとってインターネットが身近になるも、保護者の管理方法はより複雑に変化 【目的】 インターネットを苦手としている保護者やインターネットを利用し始める児童にとっても分かりやすくインパクトのある啓発資料を作成・活用することにより、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組を強化する。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 (Ｃ) 予算 27年度予算：　6,864千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針：検討中 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	○　全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用ＤＶＤ（学齢別）及び保護者向けリーフレットを作成。 ○　保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ＨＰ等にもそれぞれ掲載。
問い合わせ先 部局課	警察庁 生活安全局少年課